

1 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案に対する 我が国の主なコメント案

1 ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「かんきつ属 (*Citrus* spp.) 生果実の国際移動」

全体意見

【意見案】

「5.2 Further reading」の国際植物検疫ポータル (IPP) 上に有害動植物リスト (表 1) と植物検疫措置の選択肢リスト (表 3) の根拠資料を公開した上で、2 回目の加盟国協議を行うべきと考える。現状では、これらの根拠資料が確認できないため、有害動植物及び措置の妥当性を十分に評価することができない。

また、公開される根拠資料については、それぞれがどの有害動植物又は植物検疫措置に対応しているかを明確に示した方が、読み手にとって分かりやすい。そのため、表 1 及び表 3 に記載されている有害動植物及び植物検疫措置について、引用文献情報を付記すべきである。あるいは、IPP に掲載する各根拠資料と、表 1 及び表 3 に記載された病虫害及び植物検疫措置のそれぞれに通し番号を付与する等、相互に対応関係が分かるように紐づける方法を検討すべきである。

3. [103] かんきつ属生果実に関係する有害動植物

[107] 表 1. かんきつ属生果実の一部又は全部に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[108] 有害動植物群	[109] 科	[110] 種 (学名及び記載者) *
[144] ミバエ類 (ハエ目)	[145] Tephritidae ミバエ科	[263] <i>Bactrocera umbrosa</i> (Wiedemann, 1824)

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[702] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[703] 有害動植物種	[704] 植物検疫措置の選択肢
[729] ミバエ類	
[809] <i>Bactrocera umbrosa</i>	[810] IRDN 5; PFPP

【意見案】

Lauciello et al. (2024)によると、*Bactrocera umbrosa* は *Artocarpus* 属のみで繁殖することが知られており、本種がかんきつ属を寄主とする旨の文献は確認できない。このため、本種を有害動植物リスト (表 1) 及び植物検疫措置の選択肢リスト (表 3) に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

3. [103] かんきつ属生果実に関係する有害動植物

[107] 表 1. カンキツ生果実の一部又は全部に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[108] 有害動植物群	[109] 科	[110] 種（学名及び記載者）*
[144] ミバエ類（ハエ目）	[145] Tephritidae ミバエ科	[293] <i>Ceratitis quinarian</i> (Bezzi, 1918)

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[702] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[703] 有害動植物種	[704] 植物検疫措置の選択肢
[729] ミバエ類	
[829] <i>Ceratitis quinarian</i>	[830] CT 1; IRDN 5

【意見案】

Ceratitis quinarian がかんきつ属を寄主とする文献は確認できないことから、本種を有害動植物リスト（表 1）及び植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

【参考】

欧州地中海植物防疫機関(EPPO)は Manrakhan *et al.* (2020) を根拠として、かんきつ属を本種の「Doubtful host」としている。当該文献は、カンキツ属の栽培地域における本種の発生状況及びカンキツ属果実への自然寄生の有無を調査したものであり、調査の結果、著者らは、カンキツ属は本種の寄主ではないと結論づけている。

3. [103] かんきつ属生果実に関係する有害動植物

[107] 表 1. かんきつ属生果実の一部又は全部に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[108] 有害動植物群	[109] 科	[110] 種（学名及び記載者）*
[489] その他のカメムシ目	[490] Liviidae ヒラズキジラミ科	[491] <i>Diaphorina citri</i> KUWAYAMA, 1908

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[702] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[703] 有害動植物種	[704] 植物検疫措置の選択肢
[971] その他のカメムシ目	
[973] <i>Diaphorina citri</i>	[974] 輸出検査；* PFA；PFPP；SA 1、4

【意見案】

Diaphorina citri（ミカンキジラミ）は、カンキツグリーニング病を媒介するが、生果実そのものを加害するとの報告はないと認識しており、本種は汚染有害動植物として、本附属書案より対象外にすべきと考えられる。このため、本種を有害動植物リスト（表1）及び植物検疫措置の選択肢リスト（表3）に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

【参考】

ISPM 5（植物検疫用語集）では下記のとおり定義されている。

contaminating pest

A pest that is carried by a commodity, packaging, conveyance or container, or present in a storage place and that, in the case of plants and plant products, does not infest them

（仮和訳）

汚染有害動植物

物品、こん包、運搬機関、容器によって運ばれ、又は貯蔵所に存在するが、それらが植物及び植物生産物の場合、それらに寄生しない有害動植物

3. [103] かんきつ属生果実に関係する有害動植物

[107] 表 1. かんきつ属生果実の一部又は全部に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[108] 有害動植物群	[109] 科	[110] 種（学名及び記載者）*
[324] アブラムシ類（カメムシ目）	[325] Aphididae アブラムシ科	[326] <i>Toxoptera citricida</i> (Kirkaldy, 1907)
[645] ウイルス	[646] Closteroviridae クロステロウイルス科	[647] Citrus tristeza virus (CTV; species <i>Closterovirus tristetzae</i>)

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[702] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[703] 有害動植物種	[704] 植物検疫措置の選択肢
[853] アブラムシ類	
[855] <i>Toxoptera citricida</i>	[856] PFPP；輸出検査*
[1085] ウイルス	
[1087] Citrus tristeza virus	[1088] 輸出検査；* PFPP

【意見案】

Citrus tristeza virus（カンキツトリステザウイルス）は、感染植物の移動、接ぎ木又はベクターとなるアブラムシ類によってまん延することが知られている一方、生果実が感染源になるとの情報は確認できておらず、CABI (Centre for Agriculture and Biosciences International: 国際農業生物科学センター) においても、生果実が感染源になるリスクは無視できるとされている。

また、本附属書の有害動植物候補リストには、本ウイルスを媒介する *Toxoptera citricida* (ミカンクロアブラムシ) が記載されているが、当該アブラムシは成熟した果実を加害しないとされている。

このため、Citrus tristeza virus 及び *Toxoptera citricida* を動植物リスト及び植物検疫措置の選択肢リストに掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

2 ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「栽培用いんげんまめ（*Phaseolus vulgaris*）種子の国際移動」

全体意見
【意見案】 「5.2 Further reading」の IPP 上に有害動植物リスト（表 1）と植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）の根拠資料を公開した上で、2 回目の加盟国協議を行うべきと考える。現状では、これらの根拠資料が確認できないため、有害動植物及び措置の妥当性を十分に評価することができない。 また、公開される根拠資料については、それぞれがどの病虫害又は植物検疫措置に対応しているかを明確に示した方が、読み手にとって分かりやすい。そのため、表 1 及び表 3 に記載されている病虫害及び植物検疫措置について、引用文献情報を付記すべきである。あるいは、IPP に掲載する各根拠資料と、表 1 及び表 3 に記載された病虫害及び植物検疫措置のそれぞれに通し番号を付与する等、相互に対応関係が分かるように紐づける方法を検討すべきである。

全体意見
【意見案】 2025 年 6 月の品目基準に関する技術パネル会合において、いんげんまめ種子に「関連する」有害動植物とは、種子伝播性有害動植物（seed-borne pest）を指すのか又は種子伝染性有害動植物（seed-transmitted pest）のみを指すのかについて検討が行われた結果、両者を区別せず本附属書の表に含めることとされたことと承知している。種子伝播性有害動植物については、ISPM 38「種子の国際移動」セクション 1.2 において、以下のとおり分類されている。 - 種子によって内的又は外的に運ばれ、種子から成長した寄主植物に直接寄生する種子伝染性有害動植物（分類 1(a)） - 種子によって内的又は外的に運ばれ、環境（例えば、水、土壌）に移動され、自然条件下で寄主植物に寄生する非種子伝染性有害動植物（分類 1(b)） - 種子によって内的又は外的に運ばれ、自然条件下で寄主植物に移動しない有害動植物（分類 1(c)） このうち、分類 1(a)、1(b)の有害動植物は、定着、まん延及び経済的影響についてさらに評価されるべきとされている一方、分類 1(c)の有害動植物は、好適寄主に移動されないため、定着できないとされている。このため、分類 1(c)の有害動植物を栽植用種子の品目基準に掲載することは適当でないと考えられることから、全ての種子伝播性有害動植物を本附属書の表に含めるのではなく、分類 1(c)に該当する種子伝播性有害動植物が含まれていないかどうかを確認し、含まれている場合は除外すべきと考える。

3. [110] いんげんまめ種子に関係する有害動植物

[114] 表 1. いんげんまめ種子に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[115] 有害動植物群	[116] 科	[117] 種（学名及び記載者）*
[157] クロミスタ	[158] Pernosporaceae	[159] <i>Phytophthora sojae</i> Kaufm. & Gerd., 1958

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[343] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[344] 有害動植物	[345] 植物検疫措置の選択肢
[376] クロミスタ	
[378] <i>Phytophthora sojae</i>	[383] 栽培地検査 ; PFA ; 検定

【意見案】

Phytophthora sojae はダイズ茎疫病菌で、人工で強接種するといんげんまめに感染するが、過敏反応を起こすこと (Bi, 2022) 、またいんげんまめが本菌の非宿主抵抗性植物として使われている (Zhang, Z, 2022) ことから、いんげんまめは本菌の宿主ではない。このため、パラ 69 の除外基準を満たすと考えられることから、表 1 及び表 3 から本菌及び対応する植物検疫措置を削除することを提案する。

3. [110] いんげんまめ種子に関係する有害動植物

[114] 表 1. いんげんまめ種子に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[115] 有害動植物群	[116] 科	[117] 種 (学名及び記載者) *
[160] 菌類	[206] Olpidiaceae オルピディア科	[207] <i>Olpidium brassicae</i> (Woronin, P.A. Dang., 1886)
	[209] Plectosphaerellaceae プレクトスファレラ科	[210] <i>Verticillium dahliae</i> Kleb., 1886
	[212] Pleosporaceae プレオスポラ科	[213] <i>Alternaria brassicae</i> (Berk.) Sacc., 1880

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[343] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[344] 有害動植物	[345] 植物検疫措置の選択肢
[380] 菌類	
[382] <i>Alternaria brassicae</i>	[383] PFPP
[414] <i>Olpidium brassicae</i>	[415] 栽培地検査 ; PFA ; 検定
[422] <i>Verticillium dahliae</i>	[423] PFPP

【意見案】

Olpidium brassicae、*Verticillium dahliae*、*Alternaria brassicae*について、いんげんまめ種子で種子伝染する、又はいんげんまめ種子を加害するとの報告は確認できないので、これら 3 種を有害動植物リスト (表 1) 及び植物検疫措置の選択肢リスト (表 3) に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

3. [110] いんげんまめ種子に関係する有害動植物

[114] 表 1. いんげんまめ種子に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[115] 有害動植物群	[116] 科	[117] 種（学名及び記載者）*
[223] 細菌	[224] Burkholderiaceae バークホルダー科	[225] <i>Ralstonia solanacearum</i> (Smith, 1896) Yabuuchi <i>et al.</i> , 1996
	[236] Nocardiaceae ノカルディア科	[237] <i>Rhodococcus fascians</i> (Tilford, 1936) Goodfellow, 1984

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[343] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[344] 有害動植物	[345] 植物検疫措置の選択肢
[424] 細菌	
[434] <i>Ralstonia solanacearum</i>	[435] 栽培地検査；PFA；検定
[436] <i>Rhodococcus fascians</i>	[437] PFPP；PFPS；検定

【意見案】

Ralstonia solanacearum について、いんげんまめ種子で種子伝染する、又はいんげんまめ種子を加害するとの報告は確認できないため、本種を有害動植物群リスト（表 1）及び植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。本種といんげんまめ種子との関連性が報告されている場合でも、それが種群全体に当てはまるのか、あるいは特定の系統群に限定された知見なのかを明らかにするべきである。本種は、現在 *Ralstonia solanacearum* 種群（RSSC）として扱われることが多く、phylotype（系統型）、sequevar（塩基配列型）、biovar（生理型）及び／又はレース により宿主範囲や疫学的特性が異なることが知られている。

Rhodococcus fascians については、接種試験においていんげんまめが病徴を示す旨の報告があるが（Lacey, 1939）、いんげんまめが本細菌の自然宿主であるとする報告はない。また、EPP0 Global Database においても、本細菌の宿主植物リストにいんげんまめは含まれていない（EPP0, 2026）。自然条件下においては、本細菌はいんげんまめに感染せず、パラ 69 の除外基準を満たすと考えられることから、表1及び表3から本細菌及び対応する植物検疫措置を削除することを提案する。

3. [110] いんげんまめ種子に関係する有害動植物

[114] 表 1. いんげんまめ種子に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[115] 有害動植物群	[116] 科	[117] 種（学名及び記載者）*
[250] ウイルス	[275] Secoviridae セコウイルス科	[276] Arabis mosaic virus (ArMV; species <i>Nepovirus arabis</i>)
		[282] Broad bean stain virus (BBSV; species

		<i>Comovirus viciae</i>)
		[285] Cherry leaf roll virus (CLRV; species <i>Nepovirus avii</i>)
	[296] <i>Tombusviridae</i> トンプスウイルス科	[297] Soybean dwarf virus (SbDV; species <i>Luteovirus glycinis</i>)
	[299] <i>Virgaviridae</i> ヴィルガウイルス科	[300] Pea early-browning virus (PEBV; species <i>Tobravirus pisi</i>)

4. [103] 植物検疫措置の選択肢

[343] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[344] 有害動植物	[345] 植物検疫措置の選択肢
[442] ウイルス	
[446] Arabis mosaic virus	[447] 栽培地検査；PFA；検定
[456] Broad bean stain virus	[457] 栽培地検査；* PFA；検定
[458] Cherry leaf roll virus	[459] PFA
[464] Pea early-browning virus	[465] 栽培地検査；* PFPP；PFPS；検定
[474] Soybean dwarf virus	[475] 栽培地検査；* PFA；検定

[480] 注：* 対象となる有害動植物を対象とした栽培地検査、及び有害動植物が検出された場合の是正措置の実施。

【意見案】

Broad bean stain virus、Cherry leaf roll virus 及び Pea early-browning virus について、いんげんまめ種子で種子伝染する、又はいんげんまめ種子を加害するとの報告は確認できないため、これらのウイルスを有害動植物リスト（表 1）及び植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

Arabis mosaic virus は、接種試験においていんげんまめが病徴を示す旨の報告があるが（CABI and EPPO, 1990）、いんげんまめが本ウイルスの自然宿主であるとする報告はない。また、EPPO Global Database においても、本ウイルスの宿主植物リストで、いんげんまめは実験宿主とされている（EPPO, 2026）。自然条件下においては、本ウイルスはいんげんまめに感染せず、パラ 69 の除外基準を満たすと考えられることから、表 1 及び表 3 から本ウイルス及び対応する植物検疫措置を削除することを提案する。

Soybean dwarf virus (*Luteovirus glycinis*) はいんげんまめにアブラムシで感染するが、いんげんまめを含めて種子伝染データはなく、種子伝染しないとされている（DPV, 1977）。いんげんまめ種子は本ウイルスの検疫対象とすべきではないと考えられることから、表 1 及び表 3 から本ウイルス及び対応する植物検疫措置を削除することを提案する。

3 ISPM 46「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「りんご (*Malus domestica*.) 生果実の国際移動」

全体意見

【意見案】

「5.2 Further reading」の IPP 上に有害動植物リスト（表 1）と植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）の根拠資料を公開した上で、2 回目の加盟国協議を行うべきと考える。現状では、これらの根拠資料が確認できないため、有害動植物及び措置の妥当性を十分に評価することができない。

また、公開される根拠資料については、それぞれがどの病虫害又は植物検疫措置に対応しているかを明確に示した方が、読み手にとって分かりやすい。そのため、表 1 及び表 3 に記載されている病虫害及び植物検疫措置について、引用文献情報を付記すべきである。あるいは、IPP に掲載する各根拠資料と、表 1 及び表 3 に記載された病虫害及び植物検疫措置のそれぞれに通し番号を付与する等、相互に対応関係が分かるように紐づける方法を検討すべきである。

3. [136] りんご生果実に関係する有害動植物

[140] 表 1. りんご生果実に関連していると考えられる有害動植物【一部抜粋】

[141] 有害動植物群	[142] 科	[143] 種（学名及び記載者）*
[348]ガ類（チョウ目）	[397]Tortricidae ハマキガ科	[506] <i>Thaumatotibia leucotreta</i> (Meyrick, 1913)

4. [632] 植物検疫措置の選択肢

[690] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢【一部抜粋】

[691] 有害動植物種	[692] 植物検疫措置の選択肢
[847] ガ類	[848]
[953] <i>Thaumatotibia leucotreta</i>	[954] SA（詳細なし）†

[1047]† 提出者が独立した措置を明記していない、あるいは措置の独立性が不明確なシステムズアプローチ。

【意見案】

Thaumatotibia leucotreta がりんご生果実を加害することに疑義があることから、本種を有害動植物群リスト（表 1）及び植物検疫措置の選択肢リスト（表 3）に掲載する判断の基となった根拠資料を示して欲しい。

【参考】

- ・ De Jager (2013) によると、本種卵接種試験において、幼虫が食入できずに死亡した旨の報告がされている。
- ・ EPPO (2026) によると、りんご果樹園において本種の寄生果が発見された報告がないことから、本種は「Doubtful host」となっている。

4. [632] 植物検疫措置の選択肢	
[690] 表 3. 有害動植物に特異的な植物検疫措置の選択肢	
【修正案】	
[690]表 3. 植物検疫措置における有害動植物の選択肢【一部抜粋】	
[691] 有害動植物種	[692] 植物検疫措置の選択肢
[741] ミバエ類	[742]
[753] <i>Bactrocera dorsalis</i>	[754] CT 33; MBCT ~~3, 4, 5~~ , 6, 7, 8, 9, 10, 11; PFA; SA 1
【理由】	
MBCT 3 及び 4 は、日本向けニュージーランド産りんご及び日本向けフランス産りんごの輸入条件であり、いずれも <i>Bactrocera dorsalis</i> に対する措置ではないため。	

4. [632] 植物検疫措置の選択肢						
[1219] 表 6. 低温処理後に臭化メチルくん蒸処理の選択肢の注釈						
【修正案】						
[1219] 表 6. 低温処理（CT）に続いて臭化メチルくん蒸（MB）を行う場合の選択肢【一部抜粋】						
[1220]措置番号	[1221]低温処理		[1222]臭化メチルくん蒸			[1223]参考文献
[1224]	[1225]温度(°C)	[1226]期間(日)	[1227]最低温度(°C)	[1228]最小投与量(g/m³)	[1229]最小時間(時間)	[1230]
[1287]CTMB 9※	[1288]2.20	[1289]55	[1290]10	[1291]56	[1292]2	[1293]MAFF (2022)
[1294] 注：各国の国家植物防疫機関は、ISPM 42（植物検疫措置としての温度処理の使用に関する要件）、ISPM 43（植物検疫措置としてのくん蒸の使用に関する要件）、及び植物検疫措置に関する委員会による「植物検疫措置としての臭化メチルの使用の代替又は削減に関する勧告（R-03）」も参照すべきである。						
[1295] 記載された各選択肢について、NPPO は、当該選択肢によって防除可能な有害動植物の組み合わせを規定している本表の参照文献を慎重に検討すべきである。						
[1296] 臭化メチルによるくん蒸については、チャンバーの積載係数及び所定の間隔での最低濃度測定値は、使用するこん包の種類によって異なる場合がある。						
[1297] 出典：第 5.1 節を参照。						
※ <u>くん蒸施設内の臭化メチルの濃度(g/m³)とくん蒸時間数(h)との積(CT 値)は、85.5 以上とすること。CT 値については ISPM43 を参照すること。</u>						
【理由】						
臭化メチルくん蒸の処理効果を担保するための条件である CT 値の下限値を明示するため。						

4. [632] 植物検疫措置の選択肢

[1311] 表 8. 臭化メチルくん蒸処理の選択肢（常圧下で適用）

【修正案】

[1311]表8. 臭化メチルくん蒸処理の選択肢（常圧下で適用）【一部抜粋】

[1312] 措置番号	[1313]最低温度（°C）	[1314] 最低投与量（g/m ³ ）	[1315] 最低処理時間（時間）	[1316]参考文献
[1317] MB 1-	[1318] 12-	[1319] 24-	[1320] 2-	[1321] MAFF (2024)-

【理由】

日本から情報提供したニュージーランド産りんごの輸入要件の一部であるが、臭化メチルくん蒸と低温処理は切り離せない措置であるため、削除。なお、正しい措置については、MBCT 3（表 9）として記載されている。

4. [632] 植物検疫措置の選択肢

[1311] 表 8. 低温処理後に臭化メチルくん蒸処理の選択肢

【修正案】

[1311] 表 8. 低温処理後に臭化メチルくん蒸処理の選択肢【一部抜粋】

[1312] 措置番号	[1313] 最低温度（°C）	[1314] 最低投与量（g/m ³ ）	[1315] 最低処理時間（時間）	[1316] 参考文献
[1346] MB 6	[1347] 17	[1348] 48 ※	[1349] 2 ※	[1350] MAFF (2005)

[1357]注：各国の国家植物防疫機関は、ISPM 43（*植物検疫措置としてのくん蒸の使用に関する要件*）及び植物検疫措置に関する委員会による「*植物検疫措置としての臭化メチルの使用の代替又は削減に関する勧告（R-03）*」も参照すべきである。

[1358]チャンバーの積載係数及び指定間隔での最低濃度測定値は、使用するこん包の種類によって異なる場合がある。

[1359]10℃未満の温度でのくん蒸では、臭化メチルは低温条件下では拡散しにくく、対象有害動植物によるくん蒸剤の吸収も遅くなるため、意図した処理効果が得られない可能性がある。

[1360]出典：5.1 節を参照。

※ くん蒸施設内の臭化メチルの濃度(g/m³)とくん蒸時間数(h)との積(CT 値)は、76.4 以上とすること。CT 値については ISPM43 を参照すること。

【理由】

臭化メチルくん蒸の処理効果を担保するための条件である CT 値の下限値を明示するため。

4. [632] 植物検疫措置の選択肢

[1361] 表 9. 臭化メチルくん蒸（MB）（常圧下で実施）に続いて低温処理（CT）を行う場合の選択肢

【修正案】

[1361] 表 9. 臭化メチルくん蒸（MB）（常圧下で実施）に続いて低温処理（CT）を行う場合の選択肢 【一部抜粋】

[1362]措置番号	[1363]臭化メチルくん蒸			[1364]低温処理		[1365]参考文献
[1366]	[1367]最低温度（°C）	[1368]最低投与量（g/m ³ ）	[1369]最低時間（時間）	[1370]温度（°C）	[1371]時間（日）	[1372]
[1387]MBCT 3 ※1	[1388]12	[1389]24	[1390]2.0	[1391]2.00	[1392]25	[1393]MAFF (2024)
[1394]MBCT 4 ※2	[1395]20	[1396]30	[1397]2.0	[1398]1.00	[1399]50	[1400]MAFF (2025)

[1453]注：各国の国家植物防疫機関は、ISPM 43（植物検疫措置としてのくん蒸の使用に関する要件）、植物検疫措置に関する委員会による「植物検疫措置としての臭化メチルの使用の代替又は削減に関する勧告（R-03）」、及び ISPM 42（植物検疫措置としての温度処理の使用に関する要件）も参照すべきである。

[1454]記載された各選択肢について、NPPO は、その選択肢によって防除可能な有害動植物の組み合わせを規定している本表で引用された参考文献を慎重に検討すべきである。

[1455]臭化メチルによるくん蒸については、チャンバーの積載率及び所定の間隔での最低濃度測定値は、使用するこん包の種類によって異なる場合がある。

[1456]出典：5.1 節を参照。

※1 本措置のくん蒸施設内の臭化メチルの濃度(g/m³)とくん蒸時間数(h)との積(CT 値)は、34.2 以上とすること。CT 値については ISPM 43 を参照すること。

※2 本措置は、常圧下ではなく、「減圧下（150 ミリメートル水銀柱以下（150 mmHg 以下））で適用する」必要がある。また、品種は Golden delicious 種とし、1 回に処理する生果実の量は、容積比で施設の内容積の 49%を超えないように実施する必要がある。

【理由】

処理効果を担保するための条件を正確に明示するため、我が国が設定している輸入要件を脚注として追記。

4 ISPM 28「有害動植物に対する植物検疫処理」の附属書案「キウイフルーツ (*Actinidia deliciosa* and *Actinidia chinensis*) のチチュウカイミバエ (*Ceratitis capitata*) に対する低温処理」

[35]その他の関連情報

[37] 本処理スケジュールの有効性は、推定 515,513 匹の処理済み第 3 齢幼虫に基づき、蛹化不能を死亡率の指標として算出された。

【意見案】

推定処理虫数 515,513 頭の 3 齢幼虫の算出根拠を明確にすべきである。

根拠文献である Brown *et al.* (2024)では、推定処理虫数について、Wright *et al.* (2023)の Equation 3 に基づく算出値として 515,461 頭、また IPPC (2023, p.113)の式に基づく算出値として 515,926 頭と示されている。一方で、附属書案に記載の 515,513 頭は同文献中に明示されておらず、その算出過程を本文から追跡することができない。515,513 頭は殺虫効果 99.9994%の算出根拠となる値であるため、具体的な算出方法を明確にする必要がある。

5 ISPM 28「有害動植物に対する植物検疫処理」の附属書案「アシグロハモグリバエ (*Liriomyza huidobrensis*)、トマトハモグリバエ (*Liriomyza sativae*)、マメハモグリバエ (*Liriomyza trifolii*) に対する放射線照射処理」

[33] 対象規制品目 上記ハモグリバエ類の寄主となる全ての野菜及び鑑賞用植物

[47] 処理の有効性をすべての宿主物品に外挿した根拠は、放射線線量測定システムが寄主物品に依存せず、対象有害動植物が実際に吸収した放射線量を測定するという知見と経験、及び様々な有害動植物や寄主物品に関する研究結果によるものである。このような研究で検討された有害動植物及び寄主の例は、PT 49 (*Pseudococcus baliteus* に対する放射線照射処理)に記載されている。ただし、対象有害動植物のすべての潜在的な寄主について処理の有効性が検定されているわけではないことは認識されている。これらの有害動植物のすべての寄主を対象とした処理の外挿が不正確であることを示す証拠が得られた場合、当該処理は見直される。

【意見案】

対象規制品目は、「全ての野菜」とされているが、この記載では、一般的にハモグリバエの寄生部位としない果菜類の果実、根菜類の根部まで対象とされるように解釈される。

一方、全ての寄生植物への処理効果の外挿を支持する根拠として、「放射線線量測定システムが寄主植物に依存せず、対象有害動植物が実際に吸収した放射線量を測定するという知見と経験」が示されているが、具体的にどのような知見や経験を指しているか不明瞭である。

また、線量測定方法の妥当性が確認されていることと、処理効果を異なる寄主植物に外挿できることとの関係についても、論理的な説明が十分でない。

このため、全ての寄主植物への外挿を支持する科学的根拠を追加して説明を補強するか、対象規制品目を文献等により根拠が示されている範囲(全ての葉菜類等)に限定するべきである。

[43]その他の関連情報

[46] 処理スケジュール 1、2、3 の有効性は、それぞれ合計 10,700、10,804、10,533 匹の蛹前成虫に基づいて算出され、全体的な防除死亡率は 6.55%であった。

【意見案】

供試虫数及び対照区死亡率は有効殺虫率の算出に根拠を明確にすべきである。

アシグロハモグリバエ、トマトハモグリバエ及びマメハモグリバエの処理基準の有効性の算出の基となった供試虫数について、基準案ではそれぞれ 10,700 頭、10,804 頭及び 10,533 頭とされているが、根拠文献となる Ozyardimci *et al.* (2016) ではアシグロハモグリバエ 10,419 頭、トマトハモグリバエ 10,583 頭及びマメハモグリバエ 10,280 頭とされており、基準案の供試虫数との間に相違が認められる。また、基準案では「overall control mortality was 6.55%」との記載があるが、Ozyardimci *et al.* (2016) では対照区死亡率に関する記載が確認できず、この数値の算出根拠を確認することができない。供試虫数及び対照区死亡率は有効殺虫率の算出に影響することから、その根拠を明確にする必要がある。